

令和8年度山県市公有財産の利活用に係わるマッチング等支援業務委託

プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和8年度山県市公有財産の利活用に係わるマッチング等支援業務を委託するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

令和8年度山県市公有財産の利活用に係わるマッチング等支援業務委託

(2) 目的

山県市では、長期的な視点をもって、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に取り組み、公共施設の最適化及び有効活用を図るため、「山県市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、個別施設の管理方針を掲げ、公共施設のマネジメントを実践している。

令和6年度より新たな活用（貸付・売却・ネーミングライツ等）が可能と考えられる公有財産（土地、建物）について、民間事業者、個人事業主、団体、個人（以下「民間事業者等」という。）に向けた利活用提案を募集する事業を、計3回（第1次募集～第3次募集）行ったが、提案件数は伸び悩んでいた。

本業務は、計3回の募集事業の経緯、課題等を踏まえ、民間事業者等から新たな提案募集がなされる仕組みづくりや、より多くの民間事業者等の参加を促進させるマッチング等支援を目的に実施する。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

(4) 業務内容

「令和8年度山県市公有財産の利活用に係わるマッチング等支援業務委託仕様書」のとおり

3 提案上限額

委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、次のとおりとする。なお、提案に際しては総額で提示する。

1, 300, 000円（税込）

4 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、単独企業とする。
- (2) 山県市の入札参加資格者名簿に業者登録していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させている者ではないこと。
- (6) 参加申込書の提出期限から契約締結の日までの間に、山県市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、次に規定する業務実績を有した管理技術者を配置できること。
- (8) 過去5年間に於いて、国又は地方自治体が発注する PPP/PFI 等の官民連携事業に関する可能性調査業務（サウンディング調査含む。）を受託した実績があること。

5 プロポーザル実施スケジュール（予定）

- | | | | |
|------------------|------|----------|--------|
| (1) 公募開始日 | 令和8年 | 5月18日(月) | |
| (2) 質問の締切日 | 令和8年 | 5月25日(月) | 午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答日 | 令和8年 | 5月28日(木) | 午後5時まで |
| (4) 参加表明書受付締切日 | 令和8年 | 6月1日(月) | 午後5時まで |
| (5) 参加資格確認結果通知日 | 令和8年 | 6月4日(木) | |
| (6) 企画提案書等の提出締切日 | 令和8年 | 6月9日(火) | |
| (7) プレゼンテーション | 令和8年 | 6月12日(金) | |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年 | 6月17日(水) | |
| (9) 契約締結 | 令和8年 | 6月22日(月) | |

※ ただし、各実施日については、本市の都合等により変更する場合があります。

6 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、参加者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で本市に帰属するものとする。なお、本市は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。ただし、公正性、透明性を期すために、関連規定に基づき公開することがある。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 1 参加者の複数提案の禁止

1 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(6) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は企画提案書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式1）を次のとおり、「15問い合わせ先」に定めるアドレスへ電子メールにて提出すること。※件名には「【山県市公有財産の利活用に関する質問】〇〇（社名）」と記すこと。電子メール送信後、必ず電話により着信確認を行うこと。

(1) 質問書受付期限

令和8年5月25日（月）午後5時まで（必着）

(2) 回答方法

質問に対する回答は、回答書として一括してとりまとめ、令和8年5月28日（木）午後5時までに質問者を非公開の上、山県市ホームページにおいて公開する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

8 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。なお、ステーブラ留め、インデックスの貼付やファイル綴りは行わないものとする。

(1) 提出書類（各1部）

参加者は、次に掲げる書類を1部提出すること。

- ア 参加表明書（様式 2）
- イ 参加概要調書（様式 3）
- ウ 参加資格確認書（様式 4）
- エ 資格・確認書（様式 5）
- オ 業務実績書（様式 6）
- カ 実施体制・確認書（様式 7）

（2）提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までの間に持参すること。

（3）提出期限

令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 5 時まで

※郵送の場合は、期日までに確実に到着するよう留意すること。

（4）提出先

「15 問い合わせ先」に定める住所・担当課

9 参加資格確認結果の通知

（1）通知日

令和 8 年 6 月 4 日（木）

（2）通知方法

電子メール

10 参加を辞退する場合

本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は、次の書類を提出すること。

（1）提出書類（1部）

辞退届（様式 10）

（2）提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までの間に持参すること。

（3）提出期限

令和 8 年 6 月 9 日（火）午後 5 時まで

※郵送の場合は、期日までに確実に到着するよう留意すること。

（4）提出先

「1 5 問い合わせ先」に定める住所・担当課

1 1 企画提案書の提出

参加資格確認結果の通知を受けた者は、次に掲げる書類 1 部と PDF データファイルを CD 又は DVD で提出すること。

（1）提出書類（各 1 部）

ア 企画提案書提出書（様式 8）

イ 企画提案書（様式 9）

企画提案書は、実施方針、特定テーマに関して、簡潔にまとめること。

なお、特定テーマは以下の内容を提案すること。

① プロモーション活動における留意点

② 実施要領作成における留意点

ウ 業務工程表（任意様式） ※1 枚以内

エ 見積書（任意様式）

※見積書は、数量、単価等の見積内訳を記載し、消費税等を含んだ額とすること。

（2）作成要領

ア 用紙は、A 4 サイズとし、文字サイズは、12 ポイント以上とする。

- イ 全て片面印刷とし、ステープラ留め、インデックスの貼付やファイル綴りは行わない。
- ウ 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、横書きを原則とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合は、午前9時から午後5時までの間に持参すること。

(4) 提出期限

令和8年6月9日(火)午後5時まで

※郵送の場合は、期日までに確実に到着するよう留意すること。

(5) 提出先

「15 問い合わせ先」に定める住所・担当課

1.2 審査方法及び審査結果の通知

(1) 審査の方法・選定

提出された企画提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査する。

審査の結果、各審査委員の採点の最高得点が最も多かった者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の者を優先交渉権者とする。

(2) 審査の基準

審査における評価項目、評価の視点及び配点は、別表「審査基準」のとおりとする。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 日時

令和8年6月12日(金)(予定)

イ 会場

山県市役所 2階 201会議室

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの時間

- ・プレゼンテーション 15分以内
- ・ヒアリング 15分程度

エ その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・参加人数は、機器操作者を含め3人以内とする。
- ・機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととする。開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。
- ・事務局が準備する物品は、プロジェクター、スクリーン及び延長コードのみとしパソコン等は準備しない。なお、参加者がプロジェクター等の物品を用意の上、持ち込むことも認める。

(4) 審査結果の通知・公表

審査結果は、提案者に電子メールにて通知する。また、次の項目を山県市ホームページにおいて公表する。

ア 受託候補者の名称、点数

口頭、電話、FAX 及び電子メール等による問い合わせには応じない。審査結果に対する異議を申立てることはできない。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合に該当することが判明した場合

(5) 参加者の資格を満たさなくなった場合

1.4 契約の締結等

(1) 契約の締結にあたっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、優先交渉権者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。

(2) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点者と同様の交渉を行う。

(3) 優先交渉権者が「1.3 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消す。

1.5 問い合わせ先

担当課 山県市役所 総務課 管財・生活安全係 (担当 長屋・杉山)

住 所 〒501-2192 岐阜県山県市高木 1000 番地 1

電 話 0 5 8 1 - 2 2 - 6 8 2 0

F A X 0 5 8 1 - 2 7 - 2 0 7 5

メール somu@city.gifu-yamagata.lg.jp

別表 「審査基準」

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 直近5年間において、国又は地方自治体が発注するPPP/PFI等の官民連携事業に関する可能性調査業務（サウンディング調査含む。）受託した実績が十分あるか。 	10
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制は妥当か。 業務実績の経験を有した管理技術者が配置されているか。 	10
企画提案 (特定テーマ)	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書の内容が分かりやすくまとめられているか。 【実施方針】 <ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的に即した実施方針となっているか。 専門的な技術、実現性のある実施方針となっているか。 【特定テーマ】 <ul style="list-style-type: none"> ①プロモーション活動における留意点 <ul style="list-style-type: none"> 留意点の抽出が適当なものであるか。 留意点に対する対応方策が適切なものとなっているか。 ②実施要領作成における留意点 <ul style="list-style-type: none"> 留意点の抽出が適当なものであるか。 留意点に対する対応方策が適切なものとなっているか。 	40
業務工程	<ul style="list-style-type: none"> 業務期間の詳細なスケジュールが示されているか。 適切な業務工程であるか。 	10
見積書	<ul style="list-style-type: none"> 見積価格は、業務内容に対して適正か。 	10
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 担当者の業務に対する深い理解や経験、業務遂行能力が感じられるか。 説明が明確であり、質疑応答が的確であるか。 	20
合 計		100